

答申において「今後の課題」とする事項

下記の枠内には、これまでの部会審議を踏まえ、答申において「今後の課題」として整理すべきと考えられる事項を記載している。

なお、枠内の記載は、課題事項の概要であり、実際の答申における記述は、別途検討する。

【医療施設調査】

(今後の課題)

一般診療所票及び歯科診療所票においても、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入を図ること。

(厚生労働省の見解)

導入対象拡大の方向については、以下の点を含め十分に検討を進め、平成 26 年調査企画時までには結論を得ることとしたい。

経由機関（都道府県（保健統計主管部局）・保健所）の事務負担

本調査においては統計の質を担保する観点から、経由機関で別の台帳との照合審査を行うことが必要であるが、現行の政府統計オンライン調査システムを利用した場合、紙の調査票で行うよりかえって審査に手間取る場合がある。

例えば、提出された電子調査票と医療施設基本ファイル表（医療施設台帳）との照合審査を行うにあたっては、調査票の特定の項目を抽出し一括して表示する機能がないため、電子調査票を施設ごとに一枚ずつ開いて照合審査せざるを得ず、紙の調査票で行うよりも労力がかかるとの意見を経由機関から得ている。従って、病院票に比べ一般診療所票及び歯科診療所票は数が多いことから、現行のまま全面的に導入した場合、審査事務に支障をきたす可能性が高いことが懸念される。

今後、経由機関の担当者が電子調査票を一枚ずつ開かなくとも容易に照合審査が可能となるようシステムが改修されれば、これらの負担は解消される可能性はあるが、いずれにしても、経由機関の事務負担を増やさない観点での検討が必要である。（改修の内容については、今後、政府統計共同利用システムを所管している統計センターに要望をしまいたい。なお、直近の改修は、平成 25 年 1 月からの運用開始を目指し、行われる予定とのことであるが、それに向けての各府省からの要望集約は平成 21 年 10 月に行われた。）

医療施設調査は、経由機関を介して実施する調査であり、経由機関での調査票審査時に、医療施設基本ファイル表（医療施設台帳）と照合し、休止・休診の状況や開設者の区分等の確認を行い、統計の質を担保している。

平成 23 年の本調査（病院票）の実施状況や費用対効果

【患者調査】

(今後の課題)

レセプトやDPC調査のデータを活用することにより、患者調査を簡素・効率化すること。

(厚生労働省の見解)

レセプトやDPC調査のデータなどの既存の医療電子データの活用の方法としては、
1) 医療施設内において、患者調査の電子調査票にそれらのデータを取り込む方法と、
2) 全国の医療施設から厚生労働省に集められた当該データを患者調査に何らかの形で活用する方法とが考えられる。

1)については、従前から医療施設の持つ医療電子データを利活用できるよう厚生労働省のホームページにおいて電子調査票を提供してきたところである。平成23年調査においては、さらに、DPC調査データを患者調査病院退院票のそれぞれ対応する項目へ自動的に転送する機能を電子調査票へ追加し、患者調査の効率化を図ることとしている。

2)に関して、レセプトデータについては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化計画の作成等に活用することを目的として、国が収集を行っているところであるが、その際、レセプトデータには、患者の病名等慎重に取り扱うべき情報が含まれていることや、医療費適正化計画の作成等に資する調査及び分析において特定の患者等を識別は不要なことに鑑み、収集の際に患者の氏名等を削除することとしており、国が受領する段階ではすでに匿名化されているため、患者調査の調査票情報と突き合わせるができない。このため、レセプトデータベースに集められたレセプトデータの活用方法としては患者統計を補完する役割を持つ別統計を作成する方法が考えられる。DPC調査のデータについては、医療施設で患者ごとの匿名化番号を付与し厚生労働省に提出しているため、これらのデータを患者調査に活用する場合には、医療施設で同じ匿名化番号を付与することが必要であるが、これを行うことにより既存のDPC調査データと患者調査の調査票情報を突合し一つの統計を作成することが可能である。このようにそれぞれの活用方法や活用による影響などの検証を含めた幅広い検討を平成23年度に行う予定であり、引き続き調査設計を含めた患者調査の今後の方向性についての検討を行いたいと考えている。

今後、患者調査の目的及び求められる役割を踏まえ、既存の医療電子データを有効に活用しながら、必要な情報を継続して把握できるよう、見直しを行っていきたい。

(今後の課題)

都道府県別、二次医療圏別での分析に耐えるよう、退院票の標本規模を拡大すること。

(厚生労働省の見解)

患者調査の病院退院票について、対象施設に関しては、病院の種類や病床の規模により全国の7割を超える病院を層化無作為抽出しており、傷病大分類別の二次医療圏単位の表章に耐えうる調査精度を確保している。対象期間に関しても、現行の一ヶ月間という対象期間を仮に長くしたとしても、見込まれる調査精度の向上はわずかであり、記入者負担の増大に見合う効果は得られないと考えている。今後、更なる退院票の標本規模の拡大については、都道府県別、二次医療圏別で分析すべき対象や目的等の論点を報告者負担とのバランスの観点で踏まえた上で明確化させ、(今後の課題)における医療電子データの活用による報告者負担の軽減とあわせて検討すべきではないか。

(今後の課題)

政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査の導入を図ること。

(厚生労働省の見解)

オンライン調査の導入については、

- 1) 報告者(医療機関)の負担軽減方策、
- 2) 平成23年に実施予定の医療施設静態調査病院票での実績、
- 3) 経路機関(都道府県(保健統計主管部局)・保健所)の業務の見直しを含めた負担軽減方策、
- 4) 政府統計共同利用システムの改修、
(改修の内容については、今後、政府統計共同利用システムを所管している統計センターに要望をしまいたい。なお、直近の改修は、平成25年1月からの運用開始を目指し行われる予定とのことであるが、それに向けての各府省からの要望集約は平成21年10月に行われた。)

等を踏まえて導入の検討を進めたい。